			練馬区
			足立区
			葛飾区
			江戸川区
石川県	金沢市	同右	
岐阜県	羽島郡岐南町	同右	
	同郡笠松町		
兵庫県	姫路市	同右	
	尼崎市		
高知県	高知市	同右	
佐賀県	鳥栖市	同右	

競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
同右
同右
同右

○総務省告示第百六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限
茨城県	取手市	令和十年三月三十一日

○総務省告示第百七号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	さいたま市	令和十年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
	飯能市		
	加須市		
	本庄市		
	東松山市		
	春日部市		
	狭山市		
	羽生市		
	鴻巣市		
	深谷市		
	上尾市		
	草加市		
	越谷市		
	入間市		
	朝霞市		
東京都	八王子市	同右	
	武蔵野市		
	昭島市		
	調布市		
	町田市		
	小金井市		
	多摩市	同右	
	稲城市		
	あきる野市		
岡山県	総社市	同右	
	浅口市		
	都窪郡早島町		
	浅口郡里庄町		
徳島県	板野郡松茂町	同右	
	同郡北島町		
	同郡板野町		
福岡県	行橋市	同右	
	中間市		

同右
同右
同右
同右

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十七日

消防庁長官　大沢　博

ＡＤＥ―㉗―1333	日本スクリーン株式会社
ＡＥ―㉗―1332	株式会社テイクコーポレーション
ＡＦＥ―⑩―1331	株式会社タキプラインド
Ｃ―④―7136	株式会社神奈川クリーニング
Ｃ―⑳―7137	株式会社ＡＲＣ東京堂
Ｅ―⑬―48379	Red wood Projects Japan株式会社
Ｅ―⑬―48383	有限会社ブラウド・安藤
Ｅ―⑬―48388	株式会社RK&Co
Ｅ―㉘―48395	株式会社テック
Ｅ―⑬―48392	深見　隆志
Ｅ―㊵―48397	株式会社ＳＥＩＴＥＮ
Ｅ―①―48403	株式会社wall
Ｅ―⑬―48387	number. 83株式会社
Ｅ―㊻―48402	株式会社エム・クラフト
Ｅ―㉚―48396	株式会社エイシン
Ｅ―㉗―48394	春建築工房株式会社
Ｅ―㉒―48404	山出憲太朗
Ｅ―㊵―48393	竹内　強
Ｅ―⑬―48400	株式会社渡辺備装
Ｅ―⑳―48389	株式会社インテリアデコ
Ｅ―⑭―48398	常英商会有限会社
Ｅ―㉓―48413	株式会社一陽テック
Ｅ―㊲―48401	川下　浩明
Ｅ―⑬―48399	株式会社東双商事
Ｅ―⑮―48406	株式会社ケンシン